

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

### 第3 準備書面

平成27年6月30日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告国訴訟代理人

竹野下 喜彦 代

被告国指定代理人

伊藤 清隆 代

志水 崇通 代

中野 恭介 代

田口 達大 代

宇波 なほ美 代

安岡 美智子 代

山田 一哉 代

久保寺 勝 代

東海林 岳史 代

山神 暁恵 代

酒葉 淳 代

白	石	雄	亮	
鶴	園	孝	夫	代
武	田	龍	夫	
泉		雄	大	代
三	田	裕	信	
堀	口		晋	代
松	原	崇	弘	代
村	川	正	徳	
中	川	幸	成	
木	村	真	一	代
青	木	一	哉	代
村	田	真	一	代
足	立	恭	二	代
荒	川	一	郎	代
熊	谷	和	宣	代
照	井	裕	之	
森	田		深	
渡	邊	桂	一	代
野	田	智	輝	代
佐	藤	雄	一	代
桐	原	大	輔	

## 目 次

第1 請求の趣旨に対する本案の答弁	8
第2 請求の原因に対する認否	8
1 「大間原発の事故時の被害シミュレーション：環境総合研究所(青山貞一氏, 鷹取敦氏)」の図及びその説明(訴状1ページ)について	8
2 「各章の要旨」(訴状12ないし20ページ)について	8
3 「第1章 はじめに」(訴状21ないし24ページ)について	8
(1) 「第1 原発事故で深く傷つけられた被災自治体」(訴状21ページ)について	8
(2) 「第2 はじめての自治体訴訟に踏み切る函館市の決意」(訴状22及び23ページ)について	9
(3) 「第3 本件訴訟提起は、北海道南部の自治体と住民の総意である」(訴状23及び24ページ)について	10
4 「第2章 本件訴訟の法的根拠」(訴状25ないし48ページ)について	11
(1) 「第1 設置許可無効確認(請求の趣旨1項)」(訴状25ないし34ページ)について	11
(2) 「第2 義務付け訴訟(請求の趣旨2項)」(訴状35ないし46ページ)について	15
(3) 「第3 建設差止(請求の趣旨3項)」(訴状46ないし48ページ)について	22
5 「第3章 原発の仕組みと放射能の危険」(訴状49ないし51ページ)について	22
(1) 「第1 原子力発電の仕組み」(訴状49ページ)について	22
(2) 「第2 改良型沸騰水型(ABWR)原子力発電のしくみ」(訴状49及び50ページ)について	22

(3) 「第3 核分裂のメカニズムとコントロール」(訴状50及び51ページ)について .....	23
(4) 「第4 原子力発電について高度の安全性が要求される理由」(訴状51ページ)について .....	23
6 「第4章 福島第一原発事故の原因と被害」(訴状52ないし68ページ)について .....	23
(1) 「第1 福島第一原発事故を論じる意義」(訴状52及び53ページ)について .....	24
(2) 「第2 福島第一原発事故の内容」(訴状53及び54ページ)について .....	24
(3) 「第3 福島第一原発事故の原因」(訴状54ないし68ページ)について .....	25
7 「第5章 福島第一原発事故による自治体の被害」(訴状69ないし83ページ)について .....	33
(1) 柱書き(訴状69ページ)について .....	33
(2) 「第1 平成25年2月25日の調査で分かった浪江町の被害状況」(訴状69ないし74ページ)について .....	34
(3) 「第2 平成25年3月25日の調査で分かった南相馬市の被害状況」(訴状75ないし80ページ)について .....	37
(4) 「第3 函館市長の浪江町・南相馬市訪問」(訴状80ないし83ページ)について .....	40
(5) 「第4 まとめ」(訴状83ページ)について .....	41
8 「第6章 旧安全審査指針類にも新規制基準にも、重大な不備・欠陥があり安全性は確保されない」(訴状84ないし94ページ)について .....	41
(1) 「第1 旧安全審査指針類に重大な不備、欠陥があり、大間原発はその旧安全審査指針類に基づき設置許可がなされた」(訴状84ないし86ページ)	



限界がある」(訴状123ないし132ページ)について	56
(1) 「第1 はじめに」(訴状123ページ)について	56
(2) 「第2 シビアアクシデント対策がなされなければ、施設を使用してはならない」(訴状123及び124ページ)について	57
(3) 「第3 シビアアクシデント対策は安全対策にとって補助的である」(訴状124ないし126ページ)について	58
(4) 「第4 共通要因故障は設計基準事故で考慮すべきで、シビアアクシデント対策で対応すべきではない」(訴状126及び127ページ)について	58
(5) 「第5 考えられるシビアアクシデント対策は全て実行されなければならない」(訴状127及び128ページ)について	59
(6) 「第6 シビアアクシデントのうちの大規模損壊に対してなす術がない」(訴状128及び129ページ)について	60
(7) 「第7 安全に逃げられる緊急時避難計画が立てられない位置にある大間原発の建設を中止すべきである」(訴状129ないし132ページ)について	61
12 「第10章 大間原発で過酷事故が発生した場合の函館市の損害」(訴状133ないし149ページ)について	63
(1) 「第1 函館市と大間原子力発電所との位置関係」(訴状133ページ)について	63
(2) 「第2 函館市の地域的特性と産業構造」(訴状133及び134ページ)について	64
(3) 「第3 大間原子力発電所で過酷事故が発生した場合の函館市の被害」(訴状134ないし146ページ)について	64
(4) 「第4 チェルノブイリ原発事故級又は福島第一原発事故級の過酷事故に至らなくても函館市の被害は甚大である」(訴状146ないし149ページ)	

について	68
(5) 「第5  まとめ」(訴状149ページ)について	69
13 「第11章 結論」(訴状150ページ)について	69

被告国は、本準備書面において、訴状記載の請求の趣旨（原告の平成26年4月17日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの）に対する本案の答弁を行うとともに（後記第1）、請求の原因に対する認否を行う（後記第2）。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。参考として、末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

## 第1 請求の趣旨に対する本案の答弁

- 1 原告の被告国に対する請求をいずれも棄却する
- 2 原告と被告国との間において生じた訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

- 1 「大間原発の事故時の被害シミュレーション：環境総合研究所（青山貞一氏，鷹取敦氏）」の図及びその説明（訴状1ページ）について  
訴状1ページ記載のシミュレーションの存在は不知，その内容は争う。
- 2 「各章の要旨」（訴状12ないし20ページ）について  
各章に対する認否は後記3以下で述べるとおりであるから，その要旨に対しては認否の要を認めない。
- 3 「第1章 はじめに」（訴状21ないし24ページ）について
  - (1) 「第1 原発事故で深く傷つけられた被災自治体」（訴状21ページ）について
    - ア 第1段落について  
これまでに，我が国において，原子力発電所の周辺住民が原告となり，原子力発電所の設置許可処分の取消しや建設・運転の差止めを求める訴訟が提起されたことがあることは認める。
    - イ 第2段落について

記載が抽象的であるため、認否できない。

#### ウ 第3段落について

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）が発生したこと、同日に東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）において原子炉事故（以下「福島第一発電所事故」という。）が発生したこと、平成26年3月末日時点における函館市の人口が27万2530人であること、函館市が中核市（地方自治法252条の22第1項）に指定されていること、及び函館市が原告となって本件訴訟を提起したことは認める。

#### エ 第4段落について

福島第一発電所事故後に福島県双葉郡双葉町（以下「双葉町」という。）及び同郡大熊町（以下「大熊町」という。）が警戒区域に指定されたこと、同郡浪江町（以下「浪江町」という。）が警戒区域及び計画的避難区域に指定されたこと、並びに同事故前と比較して同事故後の同県南相馬市の人口が子どもや若者を中心に減少したことは認め、その余は、記載が抽象的であるため、事実については認否できず、評価については争う。

#### オ 第5段落について

記載が抽象的であるため、事実については認否できず、評価については争う。

#### (2) 「第2 はじめての自治体訴訟に踏み切る函館市の決意」（訴状22及び23ページ）について

工藤壽樹函館市長（以下「函館市長」という。）が、原告の引用と同様の声明を出したことは認める。

なお、訴状23ページに記載されているURLはアクセスできないが、現在の原告のホームページでは、上記声明は「平成24年11月における市の表明」として掲載されている。

(3) 「第3 本件訴訟提起は、北海道南部の自治体と住民の総意である」(訴状23及び24ページ)について

ア 第1段落について

第1文は、平成20年4月に本件発電所について設置許可処分(本件設置許可処分)がされたこと、平成23年3月に本件発電所の建設工事が中断した旨、被告会社が公表したことは認める。

第2文は、当時の経済産業大臣が、平成24年9月15日、青森県の三村申吾知事と青森市で会談したことは認め、同大臣が本件発電所及び中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機について「建設再開・稼働を事実上、容認するとの考えを示した」との部分は争い、その余は不知。

イ 第2段落について

原告のホームページに同様の記載があることは認める。

ウ 第3段落について

第1文は不知。

第2文は、前記「平成24年11月における市の表明」に同様の記載があることは認める。

エ 第4段落について

平成24年(2012年)10月15日、函館市長らが経済産業省及び環境省に来庁し、「大間原子力発電所の無期限凍結を求める要請書」を手交したことは認め、その余は不知。

オ 第5段落について

平成25年(2013年)2月19日、函館市長らが経済産業省に来庁し、「大間原子力発電所の無期限凍結を求める要請書」を手交したことは認め、その余は不知。

カ 第6段落について

全体として争う。

4 「第2章 本件訴訟の法的根拠」(訴状25ないし48ページ)について

(1) 「第1 設置許可無効確認(請求の趣旨1項)」(訴状25ないし34ページ)について

ア 「1 原子炉設置許可」(訴状25ページ)について

(ア) 第1段落について

否認する。

昭和53年9月29日に「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」が策定される以前に安全審査がされ、設置許可処分がされた原子炉も存在するため、訴状の記載は正確ではない。

なお、本件発電所の設置許可に当たり、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂。以下「安全設計審査指針」という。)及び「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂。以下「安全評価指針」という。)が参照されていることは争わない。

(イ) 第2段落について

認める。

イ 「2 自然人が原告である設置許可無効確認訴訟における『法律上の利益』」(訴状25ないし29ページ)について

(ア) 第1段落について

もんじゅ最高裁判決が同訴訟の上告人らについて行訴法36条の「法律上の利益を有する者」に該当し、また、「当該処分(中略)の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないもの」との要件を満たすと判断したことは認める。

(イ) 第2段落について

もんじゅ最高裁判決が、高速増殖炉「もんじゅ」の周辺に居住する住

民らが同「もんじゅ」の設置許可処分の無効確認を求めた訴訟における判決であることは認める。

(f) 第3段落（判決を引用する部分を含む。）について

もんじゅ最高裁判決において、原告の引用と同様の判示がされていることは認める。

ウ 「3 本件原告にも設置許可無効確認訴訟における『法律上の利益』が認められる」（訴状29ないし32ページ）について

(7) 「(1)」（訴状29ないし31ページ）について

a 第1段落及び第2段落について

争う。

b 第3段落について

一般論として、福島第一発電所事故が発生した平成23年3月11日以降、避難指示区域等が設定され、これにより、現在も避難している住民及び活動を停止等している法人が存在すること、並びに役場の機能を移転した町村が存在することは認める。

c 第4段落及び第5段落について

争う。

d 第6段落について

おおむね認める。

ただし、正確には、改正原子炉等規制法1条に明記されるに至った文言は、「もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」との文言である。

e 第7段落及び第8段落について

争う。

(4) 「(2) 原告函館市の位置」（訴状31及び32ページ）について

a 第1段落について

第1文は認める。

第2文のうち「原子炉設置計画を政府が決定する際には平成16年(2004年)9月16日付の閣議了解により地元自治体の同意が必要とされ」との部分は、「平成16年9月の閣議了解に基づき、経済産業大臣が告示した『重要電源開発地点の指定に関する規程』により、推進することが特に重要な電源開発に係る地点(重要電源開発地点)として、経済産業大臣が指定をする場合には、同地点の所在地を管轄する市町村長の同意が必要とされ」と解した上で、認める。また、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(『EPZ:Emergency Planning Zone』)の範囲も、従来の8ないし10キロメートルから、福島第一原発事故を受けて、30キロメートルに拡大された」との部分は、「原子力規制委員会が平成24年10月31日に策定した『原子力災害対策指針』において、原子力災害対策重点区域として、『予防的防護措置を準備する区域(PAZ, 原子力施設から概ね半径5キロメートルの範囲)』、及び『緊急時防護措置を準備する区域(UPZ, 原子力施設から概ね半径30キロメートルの範囲)』を目安に設定することが新たに定められたことにより、『原子力施設等の防災対策について』(昭和55年6月30日原子力安全委員会決定)で定められた『防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)』がPAZ及びUPZに置き換えられた」と解した上で、認める。なお、地方公共団体が各地域防災計画(原子力災害対策編)を策定する際には、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して、上記PAZ及びUPZの数値をひとつの目安として設定される。

b 第2段落について

第1文はおおむね認める。ただし、正確には、本件発電所の電気出

力は138.3万キロワットである。

第2文は、MOX燃料がウランとプルトニウムの混合酸化物の燃料であること、同燃料には物理的半減期が2万4000年であるプルトニウム239が用いられていることは認め、その余は争う。

c 第3段落及び第4段落について

争う。

エ 「4 伊方発電所原子炉設置許可処分取消訴訟判決」(訴状32及び33ページ)について

伊方最高裁判決において、原告の引用と同様の判示がされていることは認める。

オ 「5 大間原発の設置許可は無効である」(訴状33及び34ページ)について

(ア) 第1段落について

本件発電所の設置許可の審査において、安全設計審査指針、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定。平成18年9月19日一部改訂。),「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決定。以下「平成18年耐震設計審査指針」という。)及び安全評価指針等が用いられたことは認め、その余は争う。

(イ) 第2段落及び第3段落について

争う。

なお、訴状第6章に対する認否は、後記8で述べるとおりである。

(ウ) 第4段落について

行政処分が無効であるというためには、一般的には、その違法が重大かつ明白であることを要すると解されていること、名古屋高等裁判所金沢支部平成15年1月27日判決(判例時報1818号3ページ)が、

原子炉設置許可処分について、「その無効要件は、違法（瑕疵）の重大性をもって足り、明白性の要件は不要と解するのが相当である」（同 22 ページ）と判示したことは認め、その余は争う。なお、同判決は、最高裁判所平成 17 年 5 月 30 日第一小法廷判決（民集 59 卷 4 号 671 ページ）において破棄された。

(I) 第 5 段落について

争う。

(2) 「第 2 義務付け訴訟（請求の趣旨 2 項）」（訴状 35 ないし 46 ページ）について

ア 「1 平成 24 年改正後の原子炉等規制法の規定」（訴状 35 ないし 38 ページ）について

(ア) 「(1) 原子炉等規制法の定め」（訴状 35 及び 36 ページ）について

a 「ア」について

認める。

b 「イ」について

(a) 第 1 段落について

改正原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号が発電用原子炉の設置許可の要件であること及び同号に原告の引用と同様の規定があることは認め、その余は争う。

(b) 第 2 段落について

おおむね認める。

ただし、「この規定に基づき」との部分については、正確には、改正原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号の直接の委任を受けた規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 5 号。以下「設置許可基準規則」という。）のみである。同規

則の解釈及び審査ガイドは同号の直接の委任を受けたものではない。

c 「ウ」について

おおむね認める。ただし、「この規定に基づき」との部分については、正確には、改正原子炉等規制法43条の3の14の直接の委任を受けた規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則のみである。同規則の解釈は同条の直接の委任を受けたものではない。

d 「エ」について

認める。

なお、「運搬及び廃棄ににあつては」とあるのは、「運搬及び廃棄にあつては」が正しい。

(イ) 「(2) 本件原子炉は、未だ上記基準を満たしていないこと」(訴状36ないし38ページ)について

a 第1段落について

本件発電所の設置許可の審査において、安全設計審査指針、平成18年耐震設計審査指針、安全評価審査指針等が用いられたこと、及び平成27年6月30日現在、本件発電所について、平成25年7月8日に施行された原子力規制委員会規則を踏まえた設置変更許可処分がされていないことは認め、その余は争う。

なお、被告会社は、原子力規制委員会に対し、平成26年12月16日付けで、本件発電所について、平成25年7月8日に施行された原子力規制委員会規則を踏まえた設置変更許可申請をした。

b 第2段落について

本件発電所について、平成27年6月30日現在、平成25年7月8日に施行された原子力規制委員会規則を踏まえた設置変更許可処分

がされていないことは認め、その余は争う。

c 第3段落について

改正原子炉等規制法43条の3の23第1項が「原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。」と規定していること、及び同法1条が「もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」と規定していることは認め、その余は争う。

d 第4段落について

改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に建設中止の文言がないこと、及び同項が新規制基準への適合性を既存施設に反映するためのいわゆるバックフィットに関する規定であることは認め、その余は争う。

e 第5段落について

争う。

(ウ) 「(3) 原子力規制委員会には、裁量の余地がないこと」(訴状38ページ)について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落及び第3段落について

争う。

イ 「2 義務付け訴訟の要件」(訴状38及び39ページ)について

(ア) 第1段落について

行訴法37条の2第1項が、いわゆる非申請型義務付け訴訟について、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。」と規定し、訴状記載の「重大な損害」及び「補充性」を要件として定めていることは認める。

(イ) 第2段落について

行訴法37条の2第2項が、同条1項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たって、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとするとして規定していることは認め、その余は争う。

(ロ) 第3段落及び第4段落について

本件発電所の設置許可処分の取消訴訟に係る出訴期間が経過していること、及び原告が国を被告として本件設置許可処分の無効確認訴訟を提起していることは認め、その余は争う。

(ハ) 第5段落について

争う。

ウ 「3 原告が設置に同意するまでの間、被告国は上記命令を義務付けられる」(訴状39ないし46ページ)について

(ア) 第1段落及び第2段落について

争う。

(イ) 第3段落について

おおむね認める。

ただし、第3文のうち「これらが相まって」との部分については、正確には、原子力災害対策特別措置法1条は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（括弧内省略）、災害対策基本法（括弧内省略）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。」と規定している。

(ウ) 第4段落について

福島第一発電所事故を受けて、原子力災害対策特別措置法が改正されたこと、同法28条1項、災害対策基本法40条1項及び42条1項において、都道府県防災会議及び市町村防災会議が、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて、都道府県地域防災計画ないし市町村地域防災計画を作成しなければならないとされていること、平成24年10月31日に原子力規制委員会が原子力災害対策指針を策定したこと、並びに同指針が、原子力施設からおおむね最大半径30キロメートルの範囲を目安とした「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」の策定を導入したことは認め、その余は争う。

(イ) 第5段落について

第1文及び第2文は不知。

第3文は否認する。被告国は、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に該当する自治体に対して、平成26年3月18日までに地域防災計画（原子力災害対策編）を策定するよう求めてはいない。なお、上記(ウ)のとおり、原子力災害特別措置法28条1項、災害対策基本法40条1項及び42条1項は、都道府県防災会議及び市町村防災会議が、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて、都道府県地域防災計画ないし市町村地域防災計画を作成しなければならないとしているところ

る、地域防災計画（原子力災害対策編）の策定対象となる自治体は法令及び原子力防災対策指針において明確に特定されているものではなく、原子力防災対策指針において、上記UPZに含まれる地域については、重点的に防災対策を講ずる必要があるとしていることに伴い、各自治体の判断に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）が策定されているものである。

第4文は、平成26年3月31日時点において、21の道府県及び135の市町村が、原子力災害特別措置法28条1項、災害対策基本等40条1項及び42条1項に基づいて、原子力災害対策に係る都道府県地域防災計画ないし市町村地域防災計画を策定した又は策定中であることは認め、その余は否認ないし争う。

第5文は否認する。平成26年3月31日時点において、21の道府県、及び135の市町村のうち123の市町村の地域防災計画（原子力災害対策編）が策定済みである。

**(オ) 第6段落について**

第1文ないし第3文は、平成25年（2013年）2月24日の朝日新聞に同様の記事が掲載されていたことは認める。

なお、「平成26年（2014年）2月23日」とあるのは、「平成25年（2013年）2月24日」の誤記と思われる。

第4文及び第5文は争う。

**(カ) 第7段落について**

第1文は不知。

第2文は認める。

**(キ) 第8段落及び第9段落について**

不知。

**(ク) 第10段落について**

争う。

(ク) 第11段落について

重要電源開発地点の指定に当たって、同地点所在地の市町村長の同意が得られていることが要件となることは認めるが、原子力発電所の建設に当たって同指定が要件となることは否認する。

重要電源開発地点の指定は、原子力発電所の設置許可の要件（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項）ではない。

(コ) 第12段落について

重要電源開発地点の指定に関する規程（経済産業省告示第31号）1条及び4条5項6号に原告が引用する規定があることは認め、その余は争う。

(ケ) 第13段落について

争う。

(ク) 第14段落ないし第18段落について

共同通信社のアンケート調査の内容は不知。評価については争う。

(ス) 第19段落について

争う。

(セ) 第20段落について

平成26年3月末日時点における函館市の人口が27万2530人であること、及び函館市が中核市（地方自治法252条の22第1項）に指定されていることは認める。「30キロ圏内である」との部分は、函館市（戸井地域）と本件発電所との最短距離が約23キロメートルであること及び同戸井地域が本件発電所から半径30キロメートルの範囲内にあることは認めるが、函館市全体が本件発電所から半径30キロメートルの範囲内に属するという趣旨であれば、争う。

(ソ) 第21段落について

第1文は認める。ただし、正確には、「原子炉等の利用が計画的に行われること」とあるのは、「かつ、これらの利用が計画的に行われること」である。

第2文ないし第4文は争う。

(ウ) 第22段落ないし第25段落について

平成16年9月10日付け重要電源開発地点の指定に係る閣議了解が撤回されていないことは認め、その余は争う。

(3) 「第3 建設差止（請求の趣旨3項）」（訴状46ないし48ページ）について

被告会社に対する請求に関する主張であり、認否の限りでない。

5 「第3章 原発の仕組みと放射能の危険」（訴状49ないし51ページ）について

(1) 「第1 原子力発電の仕組み」（訴状49ページ）について

ア 第1段落について

認める。ただし、核燃料はウランに限られない。

イ 第2段落ないし第4段落について

認める。

(2) 「第2 改良型沸騰水型（ABWR）原子力発電のしくみ」（訴状49及び50ページ）について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落について

おおむね認める。

ウ 第3段落について

第1文は認める。

第2文は、原子炉格納容器が「鋼鉄」製の部分は否認し、その余は認

める。原子炉格納容器には、鋼製、プレストレスコンクリート製、鉄筋コンクリート製の形式がある。

エ 第4段落について

認める。

(3) 「第3 核分裂のメカニズムとコントロール」(訴状50及び51ページ)について

ア 第1段落ないし第3段落について

認める。

イ 第4段落について

第1文はおおむね認める。ただし、正確には、臨界状態とは、ウランなどの核分裂性物質が中性子を吸収して核分裂を起こし、そのとき飛び出した中性子の中で、次の核分裂に寄与する中性子の数と核分裂の継続に必要な中性子数が等しくなると、外から中性子を補給することなしに核分裂は継続することができる状態となることをいう。

第2文ないし第4文は認める。

(4) 「第4 原子力発電について高度の安全性が要求される理由」(訴状51ページ)について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落について

「核暴走事故が発生する可能性がある」との部分は、核暴走事故の定義が不明であるため、不知。一般論として、原子力発電所において放射性物質が環境に放出される可能性があることは認め、その余は争う。

6 「第4章 福島第一原発事故の原因と被害」(訴状52ないし68ページ)について

本件の争点との関係が不明確であるが、審理促進のため、必要と認める範囲

で認否する。

(1) 「第1 福島第一原発事故を論じる意義」(訴状52及び53ページ)について

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波が発生したこと、福島第一発電所事故が発生したこと、並びに原告が被告会社に対して本件発電所の建設差止めを求めていることは認め、その余は争う。

(2) 「第2 福島第一原発事故の内容」(訴状53及び54ページ)について

ア 「1 福島第一原発の施設概要」(訴状53ページ)について

認める。

イ 「2 事故の経過」(訴状53及び54ページ)について

(7) 第1段落ないし第3段落について

認める。

(i) 第4段落について

第1文は認める。

第2文は、①全ての外部電源を喪失したことによって、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、一旦は電源が回復したこと、②1号機、2号機及び4号機が全電源喪失となったこと、③3号機及び5号機が全交流電源喪失状態となったことは認め、その余は「津波とその他の理由」の具体的内容が明らかでないため認否できない。なお、「SBO、全電源喪失状態」とあるのは、「SBO、全交流電源喪失状態」の誤記と思われる。

第3文は、3号機の直流電源が枯渇して全電源喪失となったことは認め、その時刻は不知。

(ii) 第5段落について

「その他の理由も存在する」との部分は「その他の理由」に包含されるものが明らかでないため認否できない。その余は認める。

(I) 第6段落について

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書（以下、上記委員会を「国会事故調」といい、上記報告書を「国会事故調報告書」という。）参考資料に、「1号機A系の非常用電源喪失は15時35分か36分と考えられるから津波第2波の到達より前である。」（国会事故調参考資料78ページ）と記載されていることは認める。

なお、東京電力株式会社（以下「東電」という。）の解析では、津波（第2波）が沖合1.5キロメートルにある波高計を通過した時刻は午後3時33分30秒頃であり、同津波が福島第一発電所に到達したのは午後3時35分から36分頃であるとされている。そして、1号機の非常用ディーゼル発電機A系は、過渡現象記録装置の追加データによれば、少なくとも午後3時36分59秒までは運転状態であったことが確認されていることから、電源喪失に至ったのは同時刻（津波到来後）であるとされている。

(II) 第7段落について

第1文は、圧力容器及び格納容器の損傷状況は不明であるため、不知。

第2文及び第3文は、東電が、平成23年5月12日の会見で、1号機について、「燃料集合体が溶けて下にあり、そこで冷やされている状態であると考えている。」「チャイナシンドロームのように圧力容器、格納容器、原子炉建屋を抜けていくという状況ではなく、形状は維持していないものの圧力容器内に留まって冷えているものと考えている。」と公表したことは認め、その余は争う。

(3) 「第3 福島第一原発事故の原因」（訴状54ないし68ページ）について

ア 「1 はじめに」（訴状54ページ）について

国会事故調報告書に、訴状記載の①ないし④と同様の記載があることは認め、同報告書が指摘する事故原因については争う。

イ 「2 地震に対する耐力不足（国会事故調報告書26頁以下、59頁以下）」（訴状54ないし57ページ）について

(ア) 第1段落について

国会事故調報告書（59ページ）に同様の記載があることは認める。

(イ) 第2段落について

原子力安全委員会が昭和56年7月20日付けで「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を決定したこと、及び同委員会が平成18年9月19日付けで同指針を改定（平成18年耐震設計審査指針）したことは認める。

(ウ) 第3段落について

認める。

(エ) 第4段落について

「耐震設計の基準地震動 $S_s$ を600ガルとして」との部分は否認し、その余は認める。

基準地震動を600ガルとしたのは、海洋プレート内地震（ $S_s - 2$ ）についてである。

(オ) 第5段落について

福島第一発電所5号機の耐震安全性に係る中間報告の評価対象が、原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」に係る安全上重要な機能を有するSクラスの設備のうち7設備（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、炉心支持構造物、残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系配管、主蒸気系配管及び制御棒（挿入性））であったこと、並びに原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）が中間報告における5号機の建物・構築物（原子炉建屋）及び機器・配管系は基準地震動 $S_s$ に対

しても耐震安全性が確保されるものと判断したことは認め、その余は否認ないし争う。

(カ) 第6段落について

東電が、平成21年6月19日に、福島第一発電所1ないし4号機、6号機の原子炉建屋及び安全上重要な機能を有する耐震Sクラスの主要な設備等についての耐震安全性評価をとりまとめ、同発電所耐震安全性評価結果中間報告書（改訂版）として、保安院に提出したことは認め、その余は争う。

(キ) 第7段落について

不知。

(ク) 第8段落について

争う。

(ケ) 第9段落について

平成18年9月19日付けで改定した平成18年耐震設計審査指針を受けて、平成21年、福島第一発電所において想定されるプレート間地震として、塩屋崎沖の地震②（M7.5）及び塩屋崎沖の地震③（M7.3）のそれぞれが単独で発生するものを想定し、また、不確かさを考慮した震源モデルとして、塩屋崎沖の地震①～③の三つの地震が同時活動する場合を「仮想塩屋崎沖の地震」（M7.9）として想定していたことは認め、その余は争う。

(コ) 第10段落について

認める。

(ク) 第11段落について

第1文は、平成18年耐震設計審査指針「3. 基本方針」が「耐震設計上重要な施設は、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれではあるが

発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動による地震力に対して、その安全機能が損なわれることがないように設計されなければならない。」と規定していることは認める。

第2文は不知。

第3文は、東北地方太平洋沖地震が福島第一発電所において想定されていたプレート間地震の規模を超えていたことは認める。

(シ) 第12段落について

否認ないし争う。

東電は、福島第一発電所事故後、東北地方太平洋沖地震の観測記録に基づいた耐震Sクラス設備全般の地震応答解析<sup>\*1</sup>を実施し、その結果、5号機の耐震安全性を確認している。そして、東電は、「現場ウォークダウン（引用者注：目視調査のこと。）と耐震Sクラスの設備全般の地震応答解析を実施した結果、安全上重要な設備の損傷は認められない。」

（東電作成に係る平成24年7月24日付け「東北太平洋沖地震後の福島第一原子力発電所について～福島第一1～3号機が受けた地震動の影響～」54ページ）としている（同35ページないし53ページ参照）。

(ス) 第13段落ないし第15段落について

争う。

---

\*1 地震応答解析とは、地震動に対して、地盤や建物・構築物の各部位がどのような力を受けたり変形したりするかを検討するために、地盤及び建物・構築物を適切なモデルに置き換え、相互作用を考慮した上で、設計用の地震動を入力してコンピュータで計算し、地震によって地盤や建物・構築物の各位置が受ける力と揺れの大きさを算出する解析法である。

ウ 「3 機器、配管が地震で損傷したことが合理的に推測される（国会事故調報告書207頁以下）」（訴状57ないし60ページ）について

(ア) 第1段落について

原告の意見であり、認否の限りでない。

(イ) 第2段落について

第1文は、国会事故調報告書（30ページ）に同様の記載があることは認める。

第2文は、福島第一発電所について、東電から、平成18年耐震設計審査指針に照らした耐震安全性評価の最終的な報告がなされていないことは認め、その余は争う。

(ロ) 第3段落ないし第10段落について

国会事故調報告書（12、13、30及び31ページ）に同様の記載があることは認める。

なお、前記(2)イ(イ)で述べたとおり、東電の解析では、非常用ディーゼル発電機1号機A系が電源喪失に至ったのは、津波（第2波）の到来後であるとされている。

エ 「4 国会事故調が、地震が事故原因である可能性を認めたことの意義」（訴状60及び61ページ）について

第3段落のうち国会事故調報告書を引用する部分は国会事故調報告書（59ページ）に同様の記載があること、並びに第5段落のうち国会事故調報告書（21ページ）に同様の記載があること及び設置法に基づく新たな原子力法規制体系の中でバックフィット制度が導入されたことは認め、その余は争う。

オ 「5 国会事故調の求めた安全策の強化と未解明問題のフォローアップ」（訴状61及び62ページ）について

(ア) 第1段落について

国会事故調報告書（21ページ）に同様の記載があることは認める。

(4) 第2段落について

争う。

カ 「6 国会事故調元委員と協力調査員による継続的検討」（訴状62ないし65ページ）について

(7) 「(1) 国会事故調元委員田中三彦氏らの継続検討」（訴状62及び63ページ）について

a 第1段落について

第1文は認める。

第2文は争う。

第3文及び囲み内(1)ないし(4)は、「科学」（岩波書店）2013年9月号（1045ないし1066ページ）に同様の記載があることは認める。

b 第2段落（「そして」以下（囲み内(1)及び(2)を含む。））及び第3段落（「しかし」以下）について

不知。

(4) 「(2) 国会事故調元協力調査委員伊東良徳弁護士のさらなる検討」（訴状63ないし65ページ）について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号（電子版）に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」（以下「伊東弁護士『再論』という。）の「1 本稿の目的及び結論」（「e0001」ページ）に同様の記載があることは認める。

c 第3段落について

第1文は認める。ただし、「全電源喪失」とあるのは「全交流電源喪失」が、「15時36分」とあるのは「15時36分頃」が、それぞれ正しい。

第2文ないし第5文は、伊東弁護士「再論」（「e0003」及び「e0016」ページほか）に同様の記載があることは認める。

d 第4段落について

伊東弁護士「再論」（「e0016」及び「e0017」ページ）に同様の記載があることは認める。

e 第5段落について

第1文は認める。

第2文及び第3文は不知。

f 第6段落について

伊東弁護士「再論」（「e0026」ページ）に同様の記載があることは認める。

g 第7段落について

争う。

キ 「7 津波対策の不備（国会事故調報告書27頁，82頁以下）」（訴状65及び66ページ）について

(7) 第1段落について

第1文は、福島第一発電所1号機ないし6号機が，昭和42年ないし昭和48年に着工し，昭和46年ないし昭和54年に運転を開始したことは認める。

第2文及び第3文は，記載が抽象的であるため，事実については認否できず，評価については争う。

(4) 第2段落について

地震調査研究推進本部地震調査委員会作成に係る平成14年7月31日付け「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」において、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）について、「今後30年以内の発生確率」との項目に関し、「将来の地震発生確率等」に「20%程度（6%程度）」、「次の地震の規模」に「M<sub>t</sub> 8.2前後」との記載があることは認める。なお、上記「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」には、「評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。」と記載されている。

(ウ) 第3段落について

争う。

(エ) 第4段落について

第1文は不知。

第2文は認める。

第3文は否認ないし争う。

(オ) 第5段落ないし第7段落について

否認ないし争う。

なお、第1回溢水勉強会が開催されたのは、平成18年1月である。

ク 「8 国際水準を無視したシビアアクシデント対策（国会事故調報告書28頁，95頁以下）」（訴状67及び68ページ）について

(ア) 第1段落について

争う。

(イ) 第2段落について

国際原子力機関（IAEA）が5層の多重防護の考え方を採用していること、及び第1層ないし第4層の内容はおおむね認め、第5層の内容

は不正確であるため争う。

第5層の目的は、正確には、放射性物質の放出による放射線影響を緩和することである。

(ウ) 第3段落（「しかし」以下）について

否認ないし争う。

原子炉等規制法上の規制は第3層までであったが、第4層については事業者の自主的保安措置としてシビアアクシデント対策が講じられ、第5層については防災対策として原子力災害対策特別措置法等によって対策が講じられていた。

(イ) 第4段落について

第4層に関わるシビアアクシデント（SA）対策を事業者の自主的保安措置としていたことは認め、その余は争う。

(オ) 第5段落について

争う。

ケ 「9 地震・津波、過酷事故に耐えられない福島第一原発」（訴状68ページ）について

争う。

7 「第5章 福島第一原発事故による自治体の被害」（訴状69ないし83ページ）について

本件の争点との関係が不明確であるが、審理促進のため、必要と認める範囲で認否する。

(1) 柱書き（訴状69ページ）について

本件訴訟が函館市が原告となって提起した訴訟であることは認める。その余は、原告の意見ないし説明であり、認否の限りでない。

なお、福島第一発電所事故によって浪江町と福島県南相馬市（以下「南相馬市」という。）に生じた状況に係る認否は、後記(2)以下で述べるとおり

である。

(2) 「第1 平成25年2月25日の調査で分かった浪江町の被害状況」(訴状69ないし74ページ)について

ア 「1 ちりぢりになった住民」(訴状69及び70ページ)について

(7) 第1段落について

不知。

(i) 第2段落について

第1文はおおむね認める。ただし、正確には、平成22年国勢調査結果によると、平成22年10月1日時点の浪江町人口は2万0905人である。

第2文は認める。

第3文は、平成24年12月1日時点の浪江町の推計人口が1万9088人であること、及び上記1万9088人には町外へ避難している者が含まれていることは認める。

(ii) 第3段落及び第4段落について

浪江町から福島県内外へ住民が避難したこと、及び浪江町ホームページの町民の避難状況(平成25年1月31日現在)に同様の記載があることは認める。

(I) 第5段落について

記載が抽象的であるため、事実については認否できず、評価については争う。

(オ) 第6段落について

大熊町及び双葉町での避難において国の支援でバス移動がされたことは認め、その余は、記載が抽象的であるため、事実については認否できず、評価については争う。

(カ) 第7段落について

争う。

(\*) 第8段落について

第1文及び第2文は不知。

第3文は、原告の意見であり、認否の限りでない。

イ 「2 大量被曝を生んだ情報非公開」(訴状70及び71ページ)について

(ア) 第1段落について

浪江町が役場機能を津島地区に移したこと、同町が津島地区への避難誘導を行ったこと、及び同地区が帰還困難区域に指定されていることは認め、その余は争う。

(イ) 第2段落について

日本弁護士連合会のホームページ上に原告の引用と同様の記載があることは認める。

ウ 「3 原発事故による災害関連死=人命被害」(訴状71及び72ページ)について

「プロメテウスの罫2」(227ないし235ページ)に同様の記載があることは認め、その余は不知。

エ 「4 町の果たしている機能」(訴状72及び73ページ)について

(ア) 第1段落について

認める。ただし、正確には、「町役場」とあるのは、「浪江町役場二本松事務所」である。

(イ) 第2段落について

浪江町が福島県内に出張所を置いていることは認め、その余は不知。

(ウ) 第3段落について

浪江町が町民を対象とする情報提供及び生活支援等を行っていることは認め、その余は不知。

(I) 第4段落について

おおむね認める。

(オ) 第5段落について

仮設津島診療所が開設されていることは認め、その余は不知。

(カ) 第6段落について

第1文は、「次年度」を平成25年度と解した上で、認める。

第2文は、福島第一発電所事故から2年を経過していることは認め、その余は不知。

(キ) 第7段落について

第1文は、浪江町は町域の西部地域の大半が帰還困難区域となっていること、及びその他の地域も避難指示解除準備区域又は居住制限区域となっていることは認め、その余は争う。訴状73ページ欄外にある注釈7ないし9は、おおむね認める。

第2文は、原告の意見であり、認否の限りでない。

(ク) 第8段落について

不知。

オ 「5 その後の浪江町の状況」(訴状74ページ)について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

第1文は認める。

第2文は、「除染作業は平成25年(2013年)11月より行われている」との部分、平成25年11月から国直轄による本格的な除染作業が開始したと解した上で、認める。また、上下水道等のライフラインが完全に復旧していないことは認めるが、これらについては避難指示の解除見込み時期等を踏まえ、平成27年度の完了に向けて、順次、復

旧工事を進めている。

第3文は、避難指示解除見込み時期が、避難指示解除準備区域及び居住制限区域では発災から5年、帰還困難区域では発災から6年とされていること、避難指示の解除は、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染が十分進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ決めていくこととされていることは認め、その余は争う。

(3) 「第2 平成25年3月25日の調査で分かった南相馬市の被害状況」(訴状75ないし80ページ) について

ア 「1 避難の実情」(訴状75及び76ページ) について

(ア) 第1段落について

第1文は不知。

第2文及び第3文はおおむね認める。ただし、「原町」とあるのは「原町市」が、「鹿島町」とあるのは「相馬郡鹿島町」が、「小高町」とあるのは「相馬郡小高町」が、「3町」とあるのは「3市町」が、それぞれ正しい。

(イ) 第2段落について

「地震・津波による直接死636人が発生した」との部分は否認し、その余は不知。

福島県の集計によると、平成26年5月26日時点における、東北地方太平洋沖地震及び津波による直接死は525人であり、「明確に死亡が確認できる遺体が見つからないが、死亡届等が出されている者」が111人である。

(ウ) 第3段落について

不知。

(I) 第4段落について

「直接死亡者636人」との部分は否認し、平成25年3月31日時点で、東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなった者で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった者である震災関連死の死者数が406人であることは認める。

前記(イ)で述べたとおり、平成26年5月26日時点における、東北地方太平洋沖地震及び津波による直接死は525人である。

(オ) 第5段落について

「新潟県や東吾妻町などから受け入れの連絡があ」ったことは不知、その余は認める。

(カ) 第6段落について

不知。

なお、「従前」がいつの時点を指すか明らかでないが、福島県による推計によると、平成23年3月1日時点における南相馬市の人口は、7万0752人である。

(キ) 第7段落（「調査時点の」以下）について

不知。

イ 「2 学校と病院」（訴状76ページ）について

(ア) 第1段落について

不知。

(イ) 第2段落について

南相馬市小高区の学校が同市鹿島区で再開していることは認め、その余は不知。

なお、「小高区（避難指示）」との部分は、「小高区（避難指示解除準備区域）」の誤記と思われる。

(ウ) 第3段落について

南相馬市内には市立病院が2か所（南相馬市立総合病院及び同小高病院）あり、現在も診療を行っていること、同総合病院では震災後に常勤医師が減少したことは認め、その余は不知。

(I) 第4段落について

不知。

(II) 第5段落について

不知。

ウ 「3 市の行政機能への影響」（訴状77ページ）について

(A) 第1段落について

市役所の組織機構改革が行われたことは認め、その余は不知。

(B) 第2段落について

認める。

(C) 第3段落について

不知。

エ 「4 困難な除染」（訴状77ページ）について

不知。

オ 「5 避難指示解除準備区域内の帰還準備の実情」（訴状77ないし79ページ）について

小高区役所が避難指示解除準備区域に位置することは認め、その余は不知。

カ 「6 その後の南相馬市の状況」（訴状79及び80ページ）について

(A) 第1段落について

第1文及び第2文は認める。

第3文及び第4文は不知。

(B) 第2段落について

第1文は、「南相馬市の除染作業」とあるのを国直轄の本格的な除染

作業と解した上で、認める。

第2文は、道路や上下水道等の生活インフラは一部復旧工事中のものがあること、及び小中学校や生涯学習施設、スポーツ施設などの公共施設の復旧工事が完了したことは認める。

(ウ) 第3段落について

南相馬市小高区に関する記載であると解した上で、認める。

なお、南相馬市原町区では、平成24年度の年末年始（平成24年12月29日から平成25年1月3日まで）、ゴールデンウィーク（平成25年4月27日から同年5月7日まで）及びお盆（平成25年8月10日から同月18日まで）にも、特例宿泊が実施されている。また、平成26年度のゴールデンウィーク（平成26年4月26日から同年5月11日まで）には、南相馬市原町区及び小高区の両区で特例宿泊が実施されている。

(イ) 第4段落について

第1文及び第3文は、原告の意見であり、認否の限りでない。

第2文は、一般論として、住民から「戻りたくても戻れない・戻らない」との意見があることは認め、その余は否認ないし争う。南相馬市については、平成26年1月10日に、避難指示解除見込み時期が示され、「避難指示準備区域」は福島第一発電所事故後5年、「帰還困難区域」は同6年、「居住制限区域」は同5年とされた。

(4) 「第3 函館市長の浪江町・南相馬市訪問」（訴状80ないし83ページ）  
について

函館市長らが南相馬市及び浪江町を訪問したこと、原告のホームページに「南相馬市での懇談録」及び「浪江町での懇談録」が掲示されていること、並びにこれらの懇談録に原告の引用と同様の記載があることは認め、その余は不知。

ただし、上記懇談録によれば、正確には、訴状 8 2 及び 8 3 ページに記載されている「医療機関、スーパー、福祉などが、前の状態近くにならないと、戻ってくるのに抵抗があるだろうが、それ以上に心配しているのは、高齢者が多くなり、若者がいない状態になることでそのためには働く場所の確保に力を入れていかなければならない。」との発言は、「南相馬市長」ではなく、「小高区役所所長」の発言とされている。

(5) 「第 4 まとめ」(訴状 8 3 ページ) について  
争う。

8 「第 6 章 旧安全審査指針類にも新規制基準にも、重大な不備・欠陥があり安全性は確保されない」(訴状 8 4 ないし 9 4 ページ) について

(1) 「第 1 旧安全審査指針類に重大な不備、欠陥があり、大間原発はその旧安全審査指針類に基づき設置許可がなされた」(訴状 8 4 ないし 8 6 ページ) について

ア 「1 原子炉施設の設置許可基準」(訴状 8 4 ページ) について

(ア) 第 1 段落について

平成 2 4 年改正前原子炉等規制法 2 4 条 1 項 4 号が「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（中略）、核燃料物質によつて汚染された物（中略）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」と規定していること、改正原子炉等規制法 4 3 条の 3 の 6 第 1 項 4 号が「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と規定していること、及び伊方最高裁判決において原告の引用と同様の判示がされていることは認める。

(イ) 第 2 段落について

記載が抽象的であり、また、正確性を欠くため、全体として争う。

なお、原子炉施設の設置等の審査における安全性の妥当性を判断する際の基礎として、原子力安全委員会が策定した複数の「安全審査指針」がある。そして、「安全審査指針」を補完するものとして、安全審査指針に関する専門部会報告書や専門審査会内規等があり、これらを総称して「安全審査指針類」という。

イ 「2 福島第一原発事故の発生は旧安全審査指針類に不合理な点があったことを意味する」(訴状85ページ)について  
争う。

ウ 「3 不合理な立地評価に基づき、大間原発の設置許可がなされた」(訴状85及び86ページ)について

(ア) 第1段落について

争う。

(イ) 第2段落について

第1文は、「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂。以下「昭和39年立地審査指針」という。)の別紙1「原子炉設置審査指針」に、原則的立地条件の一つとして、「原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。」との記載があることは認める。

第2文は、昭和39年立地審査指針に同様の記載があることは認める。

第3文は、原告が引用する班目春樹原子力安全委員会委員長(当時)の発言については、平成24年2月15日に開催された第4回委員会における同人の発言として、国会事故調会議録(76及び77ページ)に同様の記載があることは認め、その余は争う。

第4文は否認ないし争う。

(ウ) 第3段落について

否認ないし争う。

(2) 「第2 新規制基準では、原発の安全性は確保されない」(訴状86ないし93ページ)について

ア 「1 新規制基準の制定」(訴状86及び87ページ)について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

認める。

(ウ) 第3段落について

認める。

(エ) 第4段落について

否認ないし争う。

イ 「2 新基準は安全確保の根本的考え方が間違っている」(訴状87及び88ページ)について

(ア) 第1段落について

第1文はおおむね認め、第2文は否認ないし争う。

(イ) 第2段落について

否認ないし争う。

(ウ) 第3段落について

原告が引用する田中俊一原子力規制委員会委員長の発言については、原子力規制委員会の平成25年3月19日付け平成24年度第33回会議議事録及び平成25年4月3日付け平成25年度第1回会議議事録に同様の記載があることは認める。

(エ) 第4段落について

否認ないし争う。

ウ 「3 必要な立地評価に係る改訂がなされた基準が策定されていない」

(訴状 88 及び 89 ページ) について

(7) 第 1 段落について

第 1 文は争う。

第 2 文の認否は、前記 (1) ウ (イ) (第 3 文及び第 4 文に係る認否部分。42 ページ) で述べたとおりである。

第 3 文は否認ないし争う。

(1) 第 2 段落及び第 3 段落について

昭和 39 年立地審査指針は、同指針で定める「重大事故」及び「仮想事故」の評価により、原子炉の敷地が公衆との離隔の観点で妥当であることを確認するものであること及び原子力安全委員会において昭和 39 年立地審査指針を廃止する決議がされていないこと、また、改正原子炉等規制法の施行により、新たに原子炉施設の位置、構造及び設備に関して災害の防止上支障がないといえるための要件として重大事故等対策が求められ、原子炉設置者（申請者）において重大事故等対策の有効性評価を実施し、その有効性が確認されるようになったことは認める。

(ウ) 第 4 段落について

否認ないし争う。

エ 「4 設計基準事故の原因を内部事象に限定したままとなっている」(訴状 89 及び 90 ページ) について

(7) 第 1 段落について

第 1 文は認め、第 2 文は争う。

(1) 第 2 段落について

平成 24 年 10 月 31 日に開催された発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第 2 回会合において、山田知穂原子力規制庁技術基盤課長が「今回の設置許可基準の策定作業において見直すことはせず、従来どおりの定義としてはどうかということでございます。」と発言し

たことは認め、その余は争う。

(ウ) 第3段落及び第4段落について

全体として争う。

オ 「5 共通要因故障を想定して新基準を策定すべきであるのに、これがなされていない」(訴状90及び91ページ)について

(ア) 第1段落について

争う。

(イ) 第2段落について

原告の引用のうち「これまで(中略)明確にする」との部分については、平成24年11月21日に開催された発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新基準に関する検討チーム第4回会合で配布された資料2-3に、「多様性の適用に係る考え方の整理案」として、同様の記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

(ウ) 第3段落について

否認ないし争う。

カ 「6」外部電源の安全基準は、未だに最低クラスである」(訴状91及び92ページ)について

(ア) 第1段落について

第1文は認める。

第2文は否認する。福島第一発電所の原子炉は、全ての外部電源が喪失しても、冷温停止できるように設計されていた。

第3文は、外部電源系(外部電源(電力系統又は主発電機)からの電力を原子炉施設に供給するための一連の施設)が、一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ維持するクラス3(PS-3)、及び一般産業施設と同等の安全性を保持すればよい耐震Cクラスに分類されていることは認め、その余は争う。

第4文は、「現行の外部電源系に関する重要度分類指針の分類には瑕疵があることを認めていた。」との部分は否認ないし争い、その余は認める。

(イ) 第2段落について

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針等において外部電源に関する事項について改訂されていないことは認め、その余は否認ないし争う。

キ 「7 シビアアクシデント対策は、事故原因が考えられていないので、事故の進展過程が不自然で、対策は不十分である」(訴状92及び93ページ)について

(ア) 第1段落について

第1文ないし第3文は争う。

第4文は、独立行政法人原子力安全基盤機構作成に係る平成24年1月9日付け「炉心損傷防止対策について」に「有効性評価の対象となる各事故シーケンスにおいては、多重故障を想定した設備(具体的な想定は後述)を除き、健全であると想定する。また、各事故シーケンスにおいて、設計基準事故で想定する単一故障を重ねて想定しなくてよい。」との記載があること、及び原子力規制委員会作成に係る平成25年6月付け「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」に「故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性(原子炉の圧力、温度及び水位等)が示された場合には、その機能を期待できる。」との記載があることは認める。

第5文は争う。

(イ) 第2段落について

第1文は否認する。重大事故等対処施設とは、重大事故に至るおそれ

がある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するための機能を有する施設である（設置許可基準規則2条2項11号）。

第2文ないし第5文は、平成24年12月27日に開催された発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第8回会合において、「特定安全施設」について基準地震動（Ss）の何倍まで持たせるように要求するかという点が検討されていたことは認め、その余は争う。なお、上記会合においては、「特定安全施設がSsの何倍まで持たせるようにという要求というのは、これ実質的には全く意味がない話」との指摘や、「『〇倍』というのをどうやって決めるかという根拠を説明性があって決めるというのは私は不可能だと思うんです」との指摘がされていた。

(3) 「第3 小括」（訴状94ページ）について

ア 第1段落について

平成25年7月8日に施行された原子力規制委員会規則を踏まえ、第5層目の防災対策を加えたことは否認し、その余は認める。

第5層目の防災対策は、原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一発電所事故以前にも策定されていた。

イ 第2段落ないし第5段落について

否認ないし争う。

9 「第7章 大間原発の具体的危険性（その1）想定地震の問題点」（訴状95ないし115ページ）について

(1) 「第1 大間原子力発電所の北側近海海域の巨大な活断層の見落とし」（訴状95ないし99ページ）について

ア 「1 北側海域の活断層の存在」（図も含む。訴状95ページ）について

否認ないし争う。

イ 「2 北方海域活断層存在の根拠—その1—」(訴状95ないし97ページ)について

(ア) 第1段落について

一般論として認める。

(イ) 第2段落について

活断層を調査する方法の一つとして、変動地形学的調査があることは認め、その余は争う。

(ウ) 第3段落について

中田高教授が、訴状95ページの図を用いてM1面が南方に傾き下がっていると指摘したことは認め、その余は否認ないし争う。

(エ) 第4段落ないし第7段落について

全体として争う。

ウ 「3 北方海域活断層存在の根拠—その2 (M2面, 旧汀線高度)—」(訴状97及び98ページ)について

宮内崇裕千葉大学教授が訴状記載の題名で報告を行ったことは認め、口頭による報告内容は不知、その余は否認ないし争う。

エ 「4 北方海域活断層存在の根拠—その3 (大間崎沖の弁天島, 大間崎付近の海岸段丘と離水ベンチ)—」(訴状98及び99ページ)について

大間崎沖北方約600メートルに弁天島が存在することは認め、その余は争う。

(2) 「第2 大間原子力発電所の西側近海海域の巨大な活断層の見落とし」(訴状99及び100ページ)について

ア 「1 西側海域の活断層の存在」(訴状99ページ)について

否認ないし争う。

イ 「2 西側海域活断層存在の根拠—下北半島西海岸の離水ベンチとノッチ・ケープ—」(訴状99及び100ページ)について

事実関係は不知、評価は争う。

(3) 「第3 敷地の極く直近に存在する活断層の見落とし」(訴状100ないし107ページ)について

ア 「1 本件敷地内の活断層の存在」(訴状100ないし102ページ)について

(ア) 第1段落第1文及び第2文について

被告会社が本件発電所の敷地内に「シームS-10」と称する地層が存在するとしていることは認め、「シームS-10」が断層であることは否認ないし争う。

断層とは、一般に岩石の破壊によって生ずる不連続面のうち、面に平行な変位があるものをいい、シームとは、地層に沿って平行に分布する粘土質の薄層であるから、断層とシームとは区別されるべきものである。

(イ) 第1段落第3文(「敷地内の」以下)ないし第5段落について

原告が引用する図の出典が明らかでないため、事実については認否できず、評価については争う。

イ 「2 被告がS-10を活断層ではないとする理由」(訴状102ないし104ページ)について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落ないし第4段落(図を含む。)について

原告が引用する図の出典が明らかでないため、事実については認否できず、評価については争う。

(ウ) 第5段落について

被告会社がTs-4トレンチにてS-10がdf-2断層(訴状103ページにおいて原告が「f-2」と称する断層)に切られていることを確認したこと、及びこれを理由にS-10にはdf-2断層形成以後

の活動性がないと判断したことは認め、その余は否認する。

(I) 第6段落（「ちなみに」以下。図を含む。）について

原告が引用する図の出典が明かでないため、認否できない。

(II) 第7段落ないし第10段落について

S-10が「極く薄い地層であり、破碎帯とは言えないようなものでしかな」いとの部分は認め、その余は否認ないし争う。

ウ 「3 S-10が活断層だとしたときに検討すべきこと」（訴状104ないし106ページ）について

北海道電力株式会社作成に係る平成20年4月付け「泊発電所 新耐震指針に照らした耐震安全性評価（中間報告書の概要）」（13ページ）に、原告が引用する図が掲載されていることは認め、その余は、S-10が活断層であることを前提とする主張であるため、全体として否認ないし争う。

エ 「4 S-10が活動したときの原発の安全性」（訴状107ページ）について

S-10が活断層であることを前提とする主張であるため、全体として否認ないし争う。

(4) 「第4 大間北方海域断層による地震動評価」（訴状108ないし111ページ）について

ア 「1 上記大間北方海域断層の形状」（訴状108ページ）について

第1文は、原告の説明ないし問題提起であり、認否の限りでない。

第2文ないし第4文（図を含む。）は否認ないし争う。

イ 「2 敷地付近での断層面の深さ」（訴状108ページ）について

否認ないし争う。

ウ 「3 地震動予測の手法」（訴状108及び109ページ）について

「（応力=歪，歪の解放量=応力の下がった量=応力降下量）」との部分は争い、その余は、必ずしも正確な表現ではない部分もあるが、おおむ

ね認める。

- ・ 応力とは、物体に力を与えた結果、物体の内部で生じる力であり、そのとき生じる変形が歪であるため、両者は同一の概念ではない。

エ 「4 大間北方海域断層での強震動予測」(訴状109ないし111ページ)について

(7) 第1段落(関係式を含む。)について

「入倉三宅2001」を入倉孝次郎・三宅弘恵「シナリオ地震の強震動予測」地学雑誌111号849ないし875ページ(2001年)と解しているとすれば否認ないし争う。

入倉孝次郎・三宅弘恵「シナリオ地震の強震動予測」地学雑誌111号849ないし875ページ(2001年)の関係式は、 $S=4.24 \times 10^{-11} \times Mo^{1/2}$  for  $Mo \geq 7.5 \times 10^{25}$  dyne・cmである。

(4) 第2段落及び第3段落について

「 $M_w = (1.0 \log Mo - 9.1) / 1.5$ 」は認め、その余は争う。

(5) 第4段落について

「この関係式」が明らかでないため、認否できない。

(6) 第5段落(図を含む。)について

F-14断層の面積が300平方キロメートルであること、及び原告が引用する「第6.1-1図 断層面積と地震モーメント $Mo$ の関係」と題する図(訴状110ページ)が保安院作成に係る平成20年3月付け「電源開発株式会社大間原子力発電所 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について」(190ページ)に掲載されていることは認め、その余は否認ないし争う。

(7) 第6段落及び第7段落(第7段落の後に記載されている計算式を含む。)について

第7段落の後に記載されている計算式が、 $Mo$ から震源断層面全体の

応力降下量を導く式であること、及び原告が示す断層パラメータを仮定し、原告が示す計算式に従って計算すると、算出結果が3.7MPaとなることは認める。

(カ) 第8段落について

おおむね認める。

(キ) 第9段落（注釈を含む。）について

本文は、原告が示す断層パラメータを仮定し、原告が示す計算式に従って計算すると、17MPaとなることは認める。

注釈（「アスペリティとは」以下）は、「原発にとって危険な短周期の」との評価の部分は争い、その余は認める。

(ク) 第10段落（図を含む。）について

本文は認める。

原告が引用する「図3 アスペリティ総面積と破壊域（断層面積）の経験的關係（入倉，2004年）」と題する図が、入倉孝次郎「強震動予測レシピ」に記載されている図であることは認める。

(5) 「第5 被告電源開発の想定地震動との比較」（訴状111ないし113ページ）について

ア 第1段落について

被告会社が、F-14断層について、本件発電所の敷地に比較的近く、敷地に及ぼす影響が大きいと考えられるとしていることは認め、その余は争う。

イ 第2段落（図を含む。）について

原告が引用する「第6. 1-3図(2) F-14断層による仮想的な地震の震源モデル（アスペリティ位置を敷地の下方に配置する場合）」と題する図が、保安院作成に係る平成20年3月付け「電源開発株式会社大間原子力発電所・敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について」（1

92ページ)に記載されている図であることは認め、「敷地の下の震源断層面の深さは12キロメートルである」との部分は否認する。

上記保安院作成に係る報告書で想定されている「F-14断層による仮想的な地震」は、「M(引用者注:マグニチュード)6.8, Xeq(引用者注:等価震源距離)=12km」,「震源断層は,地震動評価上,地震発生層の上限深さ3kmから下限深さ18kmまで広がっているものとする」とされている。

#### ウ 第3段落について

「アスペリティの面積比 16%」との部分は否認し,その余は認める。

アスペリティの面積比は,アスペリティ(45.5 Sa(km<sup>2</sup>))/面積(300 km<sup>2</sup>)であれば,15パーセントとなる。

#### エ 第4段落(図を含む。)について

原告が引用する「第6.1-4図(1) F-14断層による仮想的な地震の応答スペクトル(水平動)」と題する図が,保安院作成に係る平成20年3月付け「電源開発株式会社大間原子力発電所・敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について」(194ページ)に記載されている図であることは認める。

#### オ 第5段落ないし第11段落について

否認ないし争う。

(6) 「第6 原発の耐震設計では起こりうる最大の地震動を想定しなければならない」(訴状113ないし115ページ)について

否認ないし争う。

10 「第8章 大間原発の具体的危険性(その2)テロ対策は不可能である」(訴状116ないし122ページ)について

(1) 「第1 テロの現実的な危険性」(訴状116ないし118ページ)について

ア 「1 福島第一原発事故の教訓－テロへの脆弱性」(訴状116ページ)  
について

(ア) 第1段落及び第2段落について

福島第一発電所において、外部電源が喪失したこと、非常用ディーゼル発電機が使用不可となったこと、交流電源を機器に接続するための配電盤が故障したことは認め、その余は、福島第一発電所事故の直接的な原因及び事故の進展については、原子力規制委員会等において、いまだ調査中であるため、不知。

(イ) 第3段落ないし第6段落について

否認ないし争う。

イ 「2 大間原発の立地について」(訴状117及び118ページ)について

(ア) 第1段落(図を含む。)について

本件発電所が青森県下北郡大間町に建設中であること、及び海上保安庁のホームページに原告の引用と同様の図が掲載されていることは認める。

(イ) 第2段落及び第3段落について

認める。

(ウ) 第4段落について

不知。

(エ) 第5段落について

おおむね認める。なお、原告が引用する海上保安庁のURLでは、濃青色は内水を、青色は領海を表している。

(オ) 第6段落について

不知。

(カ) 第7段落について

争う。

(2) 「第2 アメリカほか諸外国と日本のテロ対策」(訴状118ないし122ページ)について

ア 「1 アメリカのB. 5. bについて」(訴状118及び119ページ)について

(ア) 第1段落について

米国原子力規制委員会(NRC)が、平成14年(2002年)2月25日付けで、「ISSUANCE OF ORDER FOR INTERIM SAFEGUARDS AND SECURITY COMPENSATORY MEASURES」と題する命令を策定したことは認め、その余は不知。

(イ) 第2段落及び第3段落(「上記のような想定のもと」以下)について

国会事故調報告書参考資料(50ページ)に同様の記載があることは認め、「日本では、全く対策がされていない」との部分は否認ないし争う。

イ 「2 航空機テロについて」(訴状120及び121ページ)について

国会事故調報告書参考資料(49ページ)に同様の記載があることは認める。

ウ 「3 新規制基準によるテロ対策」(訴状121及び122ページ)について

(ア) 第1段落及び第2段落について

認める。ただし、正確には、「一」のうち「対処するため」とあるのは「対処するため」が、「四」のうち「必要な機能が」とあるのは「重大事故等に対処するために必要な機能が」が、それぞれ正しい。

(イ) 第3段落及び第4段落について

否認ないし争う。

(3) 「第3 小括」(訴状122ページ)について

争う。

11 「第9章 大間原発の具体的危険性（その3）シビアアクシデント対策には限界がある」（訴状123ないし132ページ）について

(1) 「第1 はじめに」（訴状123ページ）について

ア 第1段落について

改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号に基づき定められた設置許可基準規則第3章（37条ないし62条）が重大事故等対処施設に関し規定していることは認める。

イ 第2段落について

第1文は認める。ただし、正確には、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて（決定）」（平成4年5月28日付け原子力安全委員会決定）において、「シビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっていると判断される。（中略）したがって、当委員会は、原子炉設置者において効果的なアクシデントマネジメントを自主的に整備し、万一の場合にこれを的確に実施できるようにすることは強く推奨されるべきである」と記載されている。

第2文は、福島第一発電所事故が発生したこと、及び「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」（平成23年10月20日原子力安全委員会決定）において、上記平成4年5月28日原子力安全委員会決定は「これを廃止する」とされたことは認め、その余は争う。

ウ 第3段落について

認める。ただし、正確には、「重大な事故をいう」は、「重大な事故をいう。第43条の3の22第1項及び第43条の3の29第2項第2号において同じ。」が正しい。

(2) 「第2 シビアアクシデント対策がなされなければ、施設を使用してはならない」(訴状123及び124ページ)について

ア 第1段落について

設置法附則17条によって改正された改正原子炉等規制法が施行されたことによって、重大事故に係る対策が新たに同法の規制対象とされたこと、及び平成27年6月30日現在において、本件発電所について、平成25年7月8日に施行された原子力規制委員会規則を踏まえた設置変更許可処分がされていないことは認める。なお、被告会社は、平成26年12月16日付けで、本件発電所について、平成25年7月8日に施行された原子力規制委員会規則を踏まえた設置変更許可申請をした。

イ 第2段落について

認める。

ウ 第3段落について

改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の基準に重大事故に係る内容が含まれること、及び改正原子炉等規制法43条の3の23第1項が、原子力規制委員会が、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が同法43条の3の22第1項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置(以下「使用停止等処分」という。)を命ずることができる」と規定していることは認め、その余は否認ないし争う。

エ 第4段落について

争う。

(3) 「第3 シビアアクシデント対策は安全対策にとって補助的である」(訴状124ないし126ページ)について

ア 第1段落及び第2段落について

争う。

イ 第3段落について

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則4条が「法第43条の3の6第1項第3号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。」と定め、同規則4条1号が「炉心の著しい損傷」と、同条2号が「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」と、それぞれ定めていることは認め、その余は争う。

ウ 第4段落について

設置許可基準規則43条3項2号が可搬型重大事故等対処設備に要求される機能として「常設設備(中略)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ(後略)」と定めていること、及び中部電力株式会社が平成25年1月18日に開催された「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第10回会合」において、訴状の記載と同趣旨の発言をしたことは認め、その余は争う。

エ 第5段落及び第6段落について

否認ないし争う。

(4) 「第4 共通要因故障は設計基準事故で考慮すべきで、シビアアクシデント対策で対応すべきではない」(訴状126及び127ページ)について

ア 第1段落について

第1文は、訴状第6章第2の5(90及び91ページ)の記載を引用する趣旨と解した上で、これに対する認否は、前記8(2)オ(イ)(45ページ)

で述べたとおりである。

第2文は争う。

第3文は、平成24年11月21日に開催された発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第4回会合で配布された資料2-3に、「多様性の適用に係る考え方の整理案」として、「共通要因による機能喪失モードを特定し、多様性を求めることを明確にする」との記載があること、設置許可基準規則において設計基準対象施設について単一故障に対して安全機能が保持されることが要求されていることは認め、その余は争う。

#### イ 第2段落について

第1文は、設置許可基準規則12条2項が「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障（中略）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない」と規定していることは認め、その余は争う。

第2文は争う。

#### ウ 第3段落について

争う。

(5) 「第5 考えられるシビアアクシデント対策は全て実行されなければならない」（訴状127及び128ページ）について

#### ア 第1段落について

第1文は、平成25年2月6日付け「新安全基準（シビアアクシデント対策）骨子案」において、恒設代替設備に対する信頼性向上に係る要求事項として、「重要度の特に高い安全機能を有する設備の機能喪失に対して、可搬式代替設備により必要な機能を確保できる場合であっても、更なる信

頼性向上を図るため、原則として、恒設代替設備を設置すること。」と記載されていることは認め、その余は争う。

第2文ないし第4文は争う。

イ 第2段落について

否認ないし争う。

ウ 第3段落について

平成25年3月19日に開催された原子力規制委員会定例会の資料「原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針（私案）」（2ページ）において、「シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策については、施行後5年までに実現を求める」と記載されていること、及び設置許可基準規則附則2条、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則4条において、「改正法施行の際現に設置許可を受けている発電用原子炉に対する特定重大事故等対処施設、常設直流電源設備（第3系統目）に係る基準については、平成30年7月7日までに適合することを求めることとする。」とされていることは認め、その余は争う。

(6) 「第6 シビアアクシデントのうちの大規模損壊に対してなす術がない」（訴状128及び129ページ）について

ア 第1段落について

設置許可基準規則が、「重大事故に至るおそれのある事故」（2条2項11号）、「重大事故」（同号）、「特定重大事故」（同項12号）と分けて規定していることは認め、その余は否認する。

設置許可基準規則において、「大規模損壊事故」との用語は用いられていない。

イ 第2段落について

第1文及び第2文は、訴状に記載のある法令（内規含む。）において、

同様の内容が定められていることは認め、その余は争う。ただし、「重大事故防止対策に関する技術的能力審査ガイド」は、正確には、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」及び「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定）」であると解される。

第3文は争う。

ウ 第3段落について

設置許可基準規則55条の解釈において、要求事項の一部として、原告が引用する①及び②の事項が示されていることは認め、その余は否認ないし争う。

エ 第4段落について

争う。

(7) 「第7 安全に逃げられる緊急時避難計画が立てられない位置にある大間原発の建設を中止すべきである」（訴状129ないし132ページ）について

ア 「1 安全に逃げられることが保障されなければならない」（訴状129及び130ページ）について

(7) 第1段落について

第1文は、IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. SSR-2/1」（以下「IAEA安全基準」という。）に、深層防護概念として、「第5の防護階層の目的は、事故状態に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和することである。これには、十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と、所内と所外の緊急事態の対応に対する緊急時

計画と緊急時手順の整備が必要である。」との記載があること、並びに米国原子力規制委員会（NRC）が定める原子力発電施設の安全規制に係る連邦規則（10CFR）において、運転認可の条件として、緊急時計画の提出、維持が要求されており、運転認可発行には、NRC及び米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）における緊急時計画の承認が必要と定められていることは認める。

第2文は争う。

第3文は、おおむね認める。

第4文及び第5文は争う。

(イ) 第2段落について

争う。

イ 「2 IAEAで要求する緊急時対応基準」(訴状130及び131ページ)について

(ア) 第1段落及び第2段落について

IAEA安全基準及び「Site Evaluation for Nuclear Installations, Safety Standards Series No. NS-R-3」に原告の引用と同様の記載があることは認める。

(イ) 第3段落について

争う。

ウ 「3 米国の緊急時計画基準」(訴状131及び132ページ)について

おおむね認める。

エ 「4 新基準は、安全に逃げられる緊急時計画を基準としていない」(訴状132ページ)について

(ア) 第1段落について

第1文はおおむね認める。

第2文は、平成24年10月24日に実施された原子力規制委員会原子力規制委員長定例会見において、田中俊一原子力規制委員長が、地域防災計画の策定自体が原子力発電所の運転の条件ではない旨の発言をしたことは認める。

(イ) 第2段落について

原子力災害対策指針において、緊急防護措置を準備する区域(UPZ)の区域として原子力施設からおおむね30キロメートルを目安とするとされていること、OIL1の緊急事態当初に用いる初期設定値として、地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率500マイクロシーベルト毎時とされていることは認め、その余は争う。

12 「第10章 大間原発で過酷事故が発生した場合の函館市の損害」(訴状133ないし149ページ)について

(1) 「第1 函館市と大間原子力発電所との位置関係」(訴状133ページ)について

ア 第1段落について

第1文は、函館市の人口が約27万5000人であることは認め、その余は否認する。函館市は、本件発電所の北北西に位置する。

第2文はおおむね認める。なお、国土地理院は、横津岳は標高1167メートルとしている。

イ 第2段落について

第1文は、「遮蔽物のない」との部分は何知、その余は認める。

第2文は認める。

ウ 第3段落について

平成26年3月10日時点において、我が国で商業発電用原子炉が48基設置されていること、函館市の人口が約27万人であることは認め、そ

の余は不知。

(2) 「第2 函館市の地域的特性と産業構造」(訴状133及び134ページ)について

ア 「1 水産業」(訴状133及び134ページ)について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

「近海の海の環境が道南の水産業に大きく影響を与えるようになった。」との部分は不知, その余はおおむね認める。

イ 「2 観光」(訴状134ページ)について

認める。

ウ 「3 交通」(訴状134ページ)について

(ア) 第1段落及び第2段落について

おおむね認める。

(イ) 第3段落について

津軽海峡が公海であるとの部分は否認し, その余は認める。

津軽海峡は, 領海は3海里であるところ, 領海の基線からその外側24海里の線は接続水域, 同様に200海里の線は排他的経済水域となっており, 公海ではない。

(ウ) 第4段落について

おおむね認める。

(3) 「第3 大間原子力発電所で過酷事故が発生した場合の函館市の被害」(訴状134ないし146ページ)について

ア 柱書きについて

争う。

イ 「1 大間原子力発電所が抱える『死の灰』とその毒性の強さ」(訴状

### 135ページ) について

本文及び表ともに、否認ないし争う。

原子炉の場合は、運転中に発生する核分裂生成物がそのまま炉内に蓄積し続けるのではない（発生と消滅のバランスで蓄積量が決まり、延べ発生数とは一致しない）こと、高速中性子による核分裂（原子爆弾）と熱中性子による核分裂（原子炉）とではFP（Fission Product：核分裂生成物）のでき方（収率）が異なるなど、原子爆弾と原子炉とを単純に比較することはできない。また、公益財団法人放射線影響研究所によれば、広島原爆のウラン総量は濃縮度不明であるが、ウランだけで推定約64キログラムとされ、核分裂反応はこのうち1.56パーセント（約1kg）に生じたとされている。

### ウ 「2 チェルノブイリ原子力発電所事故及び福島第一原発事故との比較」（訴状136ページ）について

#### (ア) 第1段落について

昭和61年4月にチェルノブイリ原子力発電所で事故が発生したこと、及び同事故によって同発電所周辺に居住していた住民が避難したことは認め、その余は不知。

#### (イ) 第2段落ないし第4段落について

争う。

### エ 「3 小出裕章氏による大間原子力発電所重大事故発生時のシミュレーション」（訴状136ないし139ページ）について

#### (ア) 第1段落（表2及び図6も含む。）ないし第6段落について

小出裕章氏が「大間原子力発電所の事故のシミュレーション」を実施したことは不知、原告が同シミュレーションの結果として指摘する内容については表2及び図6も含めて争う。

#### (イ) 第7段落（「さらに」以下）について

第1文及び第2文は不知。

第3文は、福島第一原子力発電所4号機の燃料プールの崩壊が避けられたことは認め、その余は不知。

第4文は争う。

(ウ) 第8段落について

「大間原子力発電所の事故のシミュレーション」の結果として原告が指摘する内容については争う。

(エ) 第9段落について

原子力安全委員会作成に係る「原子力施設等の防災対策について」(昭和55年6月。最終改訂平成22年8月。)において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が原子力発電所設置場所から半径約8ないし10キロメートルとされていたこと、函館市がその範囲外であったこと、函館市と本件発電所が津軽海峡の両岸に位置すること、及び函館市(戸井地域)と本件発電所との最短距離が約23キロメートルであることは認め、その余は争う。

オ 「4 住民の避難が極めて困難であること」(訴状139ないし145ページ)について

(ア) 「(1)」(訴状139及び140ページ)について

浪江町の人口が約2万人であることは認め、その余は不知。

(イ) 「(2)」(訴状140ページ)について

第1文は認める。

第2文は争う。

(ウ) 「(3)」(訴状140ないし142ページ)について

a 第1段落(2つの図を含む。)について

不知。

b 第2段落について

第1文は認める。

第2文は、「平時においてすらも、行楽シーズンなどには大変、混雑し渋滞となる」との部分は争い、その余は認める。

第3文は争う。

c 第3段落について

第1文は、原告の説明であり、認否の限りでない。

第2文及び第3文は認める。

第4文は争う。

d 第4段落について

争う。

(イ) 「(4)」(訴状142ページ)について

争う。

(ロ) 「(5)」(訴状142ないし145ページ)について

原告の推測を述べるものであるため、全体として争う。

カ 「5 原子力規制委員会は、避難計画も含めて立地審査すべきである」  
(訴状145ページ)について

第1文は、平成25年3月19日午後2時00分からの記者会見において、田中俊一原子力規制委員会委員長が、原告の引用と同様の発言をしたことは認める。

第2文ないし第4文は争う。

キ 「6 函館市の存立の危機」(訴状145及び146ページ)について

(ア) 第1段落について

記載が抽象的であるため、事実については認否できず、評価については争う。

(イ) 第2段落及び第3段落について

平成26年1月1日時点における函館市の面積が677.95平方キ

ロメートルであることは認め、その余は否認ないし争う。

(4) 「第4 チェルノブイリ原発事故級又は福島第一原発事故級の過酷事故に至らなくても函館市の被害は甚大である」(訴状146ないし149ページ)について

ア 「1 放射性物質による被害」(訴状146及び147ページ)について

(ア) 第1段落について

争う。

(イ) 第2段落について

第1文及び第2文は争う。

第3文は認める。なお、本件原子炉は、改良型沸騰水型軽水炉(ABWR)であり、黒鉛減速空気冷却型原子炉であるウインズケール1号炉とはその基本的な原理・構造等を異にする。

(ウ) 第3段落について

否認ないし争う。

(エ) 第4段落について

放射性物質の量や被曝線量などが不明確であるため、全体として争う。

(オ) 第5段落について

否認ないし争う。

イ 「2 風評被害」(訴状147ないし149ページ)について

(ア) 「(1)」(訴状147ページ)について

第1文は、「観光関連産業」の定義が明らかでないため、同産業が全就業者数の約3割に上ること、及び同産業が原告の基幹産業であることは認否できない。その余は認める。

第2文は争う。

第3文は一般論として認める。

第4文及び第5文は争う。

(4) 「(2)」(訴状147及び148ページ)について

第1文は争う。

第2文及び第3文は不知。

第4文は争う。

第5文は、平成20年の漁業センサスにおいて、原告の漁業就業者が3657人とされていることは認め、その余は不知。

第6文は、平成16年の原告及び根室の1000トン当たりの漁業生産高は認め、その余は不知。

第7文は不知。

第8文は、原告に約1900の漁業経営体があることは認め、その余は争う。

(4) 「(3)」(訴状148及び149ページ)について

a 第1段落について

第1文は認める。

第2文は争う。

b 第2段落について

原告の意見であり、認否の限りでない。

(5) 「第5 まとめ」(訴状149ページ)について

争う。

13 「第11章 結論」(訴状150ページ)について

争う。

以上

## 略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号  
大間原子力発電所建設差止等請求事件  
原告: 函館市

略語	語彙	書面	ページ
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5
本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件各訴え	本件義務付けの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	答弁書	5
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	答弁書	9
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56巻6号1134ページ)	第1準備書面	18
平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(訟務月報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24

平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集55巻2号283ページ)	第1準備書面	30
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集56巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」起草案	第1準備書面	52
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9
福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定,平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定,平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26
伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33

昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第3準備書面	61